

財務諸表注記

平成29年3月31日

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券…原価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・定額法
- ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…期末要支給額
- ・賞与引当金…当該会計年度の負担に属する額

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉法人安城市社会福祉協議会職員退職手当支給規程
一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業及び公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式))
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため、作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業区分

ア 法人運営事業拠点

- 「法人運営事業」
- 「基金運営事業」
- 「社会福祉会館事業」

イ 企画広報事業拠点

- 「広報紙発行事業」
- 「福祉まつり事業」
- 「福祉大会事業」

ウ 福祉推進事業

- 「老人福祉事業」
- 「障害者福祉事業」
- 「福祉教育推進事業」
- 「法外援護事業」

エ 地域福祉活動推進事業

- 「地域福祉活動推進事業」
- 「心配ごと相談事業」
- 「介護予防事業」

オ 福祉サービス利用援助事業

- 「福祉サービス利用援助事業」

カ 共同募金配分事業

- 「一般募金配分事業」
- 「歳末たすけあい配分事業」

キ 安城善意銀行事業

- 「安城善意銀行事業」

ク 資金貸付事業

- 「生活福祉資金貸付事業」
- 「愛の灯資金貸付事業」

ケ ボランティア活動振興事業

- 「ボランティア活動振興事業」

コ ふれあいサービスセンター

- 「ふれあいサービスセンター事業」

サ 障害相談支援事業

- 「障害児相談支援事業」
- 「特定相談支援事業」

- シ ホームヘルパー事業
 - 「ホームヘルパーセンター事業（介護保険）」
 - 「ホームヘルパーセンター事業（障害者総合支援）」
 - 「ホームヘルパー派遣事業」
 - 「福祉介助サービス事業」
 - 「高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業」
- ス 安祥デイサービスセンター
 - 「安祥デイサービスセンター事業」
- セ 虹の家
 - 「就労継続支援事業」
- ソ 養護老人ホーム
 - 「養護老人ホーム事業」
 - 「南部デイサービスセンター事業」
- タ 総合福祉センター
 - 「中央児童センター事業」
 - 「中央老人福祉センター事業」
 - 「身体障害者福祉センター事業」
 - 「総合福祉センター事業」
- チ 北部福祉センター
 - 「北部福祉センター事業」
 - 「北部老人デイサービス事業」
- ツ 西部福祉センター
 - 「西部児童センター事業」
 - 「西部老人福祉センター事業」
 - 「西部デイサービスセンター事業」
- テ 作野福祉センター
 - 「作野老人福祉センター事業」
 - 「作野デイサービスセンター事業」
- ト 桜井福祉センター
 - 「桜井老人福祉センター事業」
 - 「身体障害者デイサービスセンター事業」
- ナ 中部福祉センター
 - 「中部老人福祉センター事業」
- ニ 安祥福祉センター
 - 「安祥児童センター事業」
 - 「安祥老人福祉センター事業」
- ヌ 明祥福祉センター
 - 「明祥老人福祉センター事業」
- ネ 居宅介護支援事業
 - 「居宅介護支援事業」
- ノ 地域包括支援事業
 - 「地域包括支援センター事業」
 - 「中部地域包括支援センター事業」
- ハ 成年後見支援事業
 - 「成年後見支援事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	2,000,000	0	0	2,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし

8. 担保に供している資産
該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
間接法で表示しているため省略

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
間接法で表示しているため省略

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。
 (単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
京都府公募公債5年	20,000,000	20,023,060	23,060
あいち県民債5年	10,000,000	9,922,980	△77,020
なごやか市民債5年	30,000,000	30,006,000	6,000
川崎市公募公債5年	20,000,000	20,090,000	90,000
あいち県民債5年	10,000,000	10,022,000	22,000
愛知県公募公債10年	20,000,000	20,666,000	666,000
埼玉県公募公債5年	85,000,000	85,048,280	48,280
浜松市公募公債10年	29,000,000	30,368,684	1,368,684
仙台市公募公債5年	17,000,000	17,027,931	27,931
神奈川県公募公債5年	10,000,000	10,042,620	42,620
東京都公募公債10年	20,000,000	20,872,480	872,480
兵庫県公募公債10年	100,000,000	102,824,400	2,824,400
横浜市事業公募10年	30,000,000	30,817,290	817,290
兵庫県公募公債20年	100,000,000	99,790,100	△209,900
千葉県公募公債10年	40,000,000	41,280,000	1,280,000
あいち県民債5年	5,000,000	5,011,000	11,000
名古屋市公募公債10年	10,000,000	10,520,000	520,000
共同発行市場公募地方債10年	10,000,000	10,268,000	268,000
合 計	566,000,000	574,600,825	8,600,825

12. 関連当事者との取引の内容
 該当なし

13. 重要な偶発債務
 該当なし

14. 重要な後発事象
 該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

財務諸表に対する注記（法人運営事業拠点区分）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券…原価法
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金…期末要支給額
 - ・賞与引当金…当該会計年度の負担に属する額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

社会福祉法人安城市社会福祉協議会職員退職手当支給規程
一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人運営事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	2,000,000	0	0	2,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
間接法で表示しているため省略

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
間接法で表示しているため省略

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
京都府公募公債5年	20,000,000	20,023,060	23,060
あいち県民債5年	10,000,000	9,922,980	△77,020
なごやか市民債5年	30,000,000	30,006,000	6,000
川崎市公募公債5年	20,000,000	20,090,000	90,000
あいち県民債5年	10,000,000	10,022,000	22,000
愛知県公募公債10年	20,000,000	20,666,000	666,000
埼玉県公募公債5年	85,000,000	85,048,280	48,280
浜松市公募公債10年	29,000,000	30,368,684	1,368,684
仙台市公募公債5年	17,000,000	17,027,931	27,931
神奈川県公募公債5年	10,000,000	10,042,620	42,620
東京都公募公債10年	20,000,000	20,872,480	872,480
兵庫県公募公債10年	100,000,000	102,824,400	2,824,400
横浜市事業公募10年	30,000,000	30,817,290	817,290
兵庫県公募公債20年	100,000,000	99,790,100	△209,900
千葉県公募公債10年	40,000,000	41,280,000	1,280,000
あいち県民債5年	5,000,000	5,011,000	11,000
名古屋市公募公債10年	10,000,000	10,520,000	520,000
共同発行市場公募地方債10年	10,000,000	10,268,000	268,000
合 計	566,000,000	574,600,825	8,600,825

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（企画広報事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 企画広報事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（福祉推進事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 福祉推進事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 該当なし
7. 担保に供している資産
 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

財務諸表に対する注記（地域福祉活動推進事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 地域福祉活動推進事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（福祉サービス利用援助事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 福祉サービス利用援助事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（共同募金配分事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 共同募金配分事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（安城善意銀行事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 安城善意銀行事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（資金貸付事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 資金貸付事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（ボランティア活動振興事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) ボランティア活動振興事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 該当なし
7. 担保に供している資産
 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 該当なし

財務諸表に対する注記（ふれあいサービスセンター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) ふれあいサービスセンター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（障害相談支援事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 障害相談支援事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（ホームヘルパー事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
 - 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) ホームヘルパー事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
 - 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（安祥デイサービスセンター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 安祥デイサービスセンター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（虹の家拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 虹の家拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（養護老人ホーム拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 養護老人ホーム拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（総合福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 総合福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（北部福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 北部福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（西部福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 西部福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（作野福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
 - 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 作野福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
 - 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（桜井福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 桜井福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（中部福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 中部福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（安祥福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 安祥福祉センター拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）
5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

財務諸表に対する注記（明祥福祉センター拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・該当なし
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 明祥福祉センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

財務諸表に対する注記（居宅介護支援事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
 - 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 居宅介護支援事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額
 - 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（地域包括支援事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・ 該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・ 定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・ 該当なし
2. 重要な会計方針の変更
 - 該当なし
3. 採用する退職給付制度
 - 該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分
 - 当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 地域包括支援事業拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
 - (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙4）
 - (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3）
5. 基本財産の増減の内容及び金額
 - 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - 該当なし
7. 担保に供している資産
 - 該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - 間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 - 該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 - 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象
 - 該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
 - 該当なし

財務諸表に対する注記（成年後見支援事業拠点区分）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針の変更

該当なし
3. 採用する退職給付制度

該当なし
4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

 - (1) 成年後見支援事業拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙4)
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3)
5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
該当なし				
合 計				

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当なし
7. 担保に供している資産

該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

間接法で表示しているため省略
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

11. 重要な後発事象

該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし